

第4章 行動計画

目指すべき環境像「彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい」を実現するため、市民、事業者、市(行政)の各主体が取り組むべき施策を体系的に整理しています。

目指すべき環境像の実現に向けた大きな方向性として、5つの「行動方針」を掲げ、それを具現化するために11の「行動目標」(11の施策の柱)を設定しています。さらに「行動目標」を達成するための環境保全・創出に関する施策として30の「基本施策」を定めています。各基本施策には、具体的な取り組み内容として147の「施策概要」を設けており、その中でも特に重要性や緊急性が高い34の施策概要を「重要施策」として位置づけています。

「重要施策」は以下に示す7つの視点を踏まえて設定し、優先的に取り組むことで本計画全体の推進を図ります。

また、「行動目標」の進捗状況を把握するための指標として「数値目標」を設定しています。

重要施策の設定の視点

I 市民・事業者・団体・学校・市(行政)が協働で取り組める施策



II 将来を担う子どもと一緒に取り組める施策



III 地域資源の活用を促進する施策



IV 地域の活性化が期待できる施策



V 地域の安全性や災害対応力の向上につながる施策



VI 内発的動機づけを高める施策



VII 市民・事業者・中学生アンケートにより取り組む施策



【行動計画の見方】

1. 良好な生活環境の創出

❖ 行動方針
大気汚染や水質汚濁といった公害の防止、緑化などを推進し、安全安心で良好な生活環境を創出していきます。



関連する       

行動目標 1 公害防止対策を推進する

❖ 数値目標 

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)
条例などで定められた規制値の超過企業数	件	3	3	0*1
野焼き防止・適正実施に関する啓発実施回数(チラシ配)	回	—	2	5

※  二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標を参考に設定。 

基本施策	施策概要 	重要施策 (設定の視点)
①水環境の保全	<p>◆ 水質保全対策</p> <p>流域ごとの水質監視と事業者排水の適正管理を強化し、違反排出に対する指導を徹底します。加えて、洗剤や油の適切な処理方法を周知するなど市民啓発活動を強化し、家庭排水の適正処理を促進することで、水質保全を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】 </p>	<p>★ (視点 I、VII)</p> 
②土壌の保全	<p>◆ 有害物質を使用する工場・事業場に対しての土壌汚染防止の指導</p> <p>福井県と連携し、有害物質を扱う事業者に対し、適正管理を指導し、土壌汚染防止を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：— 事業者：○】</p> <p>◆ 汚染土壌に関する調査と対策</p> <p>市内の土壌について年1回ダイオキシン類分析調査による監視を行い、健全な土壌環境を維持します。</p> <p>【市：◎ 市民：— 事業者：◎】</p>	

❖ 市民・事業者の具体的な取り組み例

市民

- 洗剤やシャンプーは適量を使用する、食用油や残飯を下水に流さないようにするなどして、河川水質への負荷を減らしましょう。
- 家庭から出るゴミについて、野焼きは行わないようにしましょう。
- 積極的な公共交通機関の利用や徒歩・自転車での移動を心がけ、自動車の排気ガスを減らしましょう。
- 夜間の生活音に配慮しましょう。
- ペットを飼っている場合は、糞の始末などのマナーを守りましょう。
- ポイ捨てはせず、ごみは持ち帰りましょう。
- 河川や海岸の美化活動に参加しましょう。
- 市が実施する「空き家情報バンク」や「空き家出前講座」などの取り組みを活用し、老朽空き家の解消に努めましょう。



①行動目標
行動方針に沿った目標（11の施策の柱）です。

②数値目標
行動目標の進捗状況を把握するための指標です。

③基本施策
行動目標を実現するための環境保全・創出に関する施策です。

④施策概要
基本施策に位置づく、具体的施策です。

⑤実施主体
施策の主体を示しています。
◎…主体的に実施する
○…協力する、参加する

⑥重要施策
重要度、緊急度が高い施策を示します。重要施策の設定の視点についても記載しています。

⑦市民・事業者の具体的な取り組み例
行動目標を実現するため、市民・事業者の具体的な取り組み例を記載しています。

1. 良好な生活環境の創出

❖ 行動方針

大気汚染や水質汚濁といった公害の防止、緑化などを推進し、安全安心で良好な生活環境を創出していきます。



関連するSDGs



行動目標 1 公害防止対策を推進する

❖ 数値目標

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)
条例などで定められた規制値の超過企業数	件	3	3	0※1
野焼き防止・適正実施に関する啓発実施回数（チラシ配布、広報）	回	—	2	5

※1 第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標を参考に設定。

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
①水環境の保全	◆ 公共用水域の水質汚濁状況の常時監視・情報公開 市内河川の水質を常時監視し、結果を公開することで、市民の環境保全意識を高めます。 【市：◎ 市民：— 事業者：—】	
	◆ 法令や条例に基づいた指導・規制 水質汚濁防止法、坂井市環境保全条例に基づいた指導・規制を行い、公害防止を徹底します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	
	◆ 農薬による水質汚濁対策 農薬使用による水質汚濁を防ぐため、適正使用の啓発や監視をし、健全な水環境を維持します。 【市：○ 市民：◎ 事業者：◎】	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
①水環境の 保全	<p>◆水質保全対策</p> <p>流域ごとの水質監視と事業者排水の適正管理を強化し、違反排出に対する指導を徹底します。加えて、洗剤や油の適切な処理方法を周知するなど市民啓発活動を強化し、家庭排水の適正処理を促進することで、水質保全を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点Ⅰ、Ⅶ)</p>  
②土壌の 保全	<p>◆有害物質を使用する工場・事業場に対しての土壌汚染防止の指導</p> <p>福井県と連携し、有害物質を扱う事業者に対し、適正管理を指導し、土壌汚染防止を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：○】</p> <p>◆汚染土壌に関する調査と対策</p> <p>市内の土壌について年1回ダイオキシン類分析調査による監視を行い、健全な土壌環境を維持します。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
③大気環境 の保全	<p>◆野焼きの防止対策</p> <p>広報等による周知と通報体制を強化し、特に原因となっている農地や集落で発生する廃棄物の処理方法についてすき込み等の活用を促進し、環境負荷の低減に向けた理解の浸透を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p> <p>◆法令や条例などによる大気環境保全の推進</p> <p>大気汚染防止法、坂井市環境保全条例に基づいた指導・規制を行い、公害防止を徹底します。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：◎】</p> <p>◆大気環境・大気汚染発生源の常時監視の推進</p> <p>PM2.5*や光化学オキシダント等について、大気汚染測定機による常時監視と、ホームページでの情報公開を通じて、健康被害の防止を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：－】</p> <p>◆自動車排気ガスの適正管理の推進</p> <p>エコドライブ*の普及や公共交通の利用促進を通じて、自動車からの排出ガスの削減を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点Ⅰ、Ⅶ)</p>  

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
④騒音・振動対策	<p>◆近隣の生活騒音の改善</p> <p>生活騒音の苦情対応や改善指導を行い、快適な生活環境を確保します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：一】</p>	
	<p>◆騒音・振動防止に関する情報提供</p> <p>騒音・振動防止に関する情報について、ホームページ等を通じて提供し、市民や事業者の理解促進を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：一 事業者：一】</p>	
	<p>◆騒音に関する規制基準遵守の徹底</p> <p>騒音・振動規制法、坂井市環境保全条例に基づいた指導・規制を行い、公害防止を徹底します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
⑤その他公害への対策	<p>◆家畜排せつ物の適正管理の徹底</p> <p>家畜衛生に関する技術普及、及び必要な情報の提供により、畜産経営の安定、消費者に信頼される健全な畜産物の生産を進めます。</p> <p>【市：◎ 市民：一 事業者：◎】</p>	
	<p>◆坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいたポイ捨てやペットマナーの周知・徹底</p> <p>ポイ捨てやペットマナーについて、啓発用看板の提供や広報等による周知を行い、環境美化の推進を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：一】</p>	
	<p>◆悪臭定期観測の推進</p> <p>工場や畜産場に対して定期的な観測を実施し、発生源の把握と改善指導を行うことで、環境保全を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：一 事業者：◎】</p>	
	<p>◆光害対策に関する情報提供</p> <p>光害防止に関する情報について、ホームページ等を通じて提供し、自然環境と生活環境の調和を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：一 事業者：○】</p>	
	<p>◆有害化学物質などの影響の把握・情報発信</p> <p>有害化学物質に関する国等からの情報を適切に把握し、情報公開を通じて安全性の確保を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：一 事業者：◎】</p>	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑤その他 公害への 対策	<p>◆ 公害防止に関する届出</p> <p>公害防止に関する届出について、法律や条例に基づき適切に実施し、適正な管理の徹底を図ります。</p> <p>【市：○ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 放射性物質の常時監視・情報公開</p> <p>放射性物質に関する最新情報を確認できるモニタリングデータ表示装置を市役所に設置し、市民の安心の確保を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：－】</p>	

行動目標 2 漂着ごみ・不法投棄対策を推進する

◆ 数値目標

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)
クリーンキャンペーン参加区数	区	255	231	250
河川クリーンキャンペーン参加区数	区	71	113	130

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑥河川・ 海岸の 漂着ごみ 対策	<p>◆ (拡充) 河川・海岸の美化推進</p> <p>河川・海岸の美化推進について、定期清掃・回収体制の確保、発生源対策の啓発とあわせ、地域住民や学校との清掃イベントの通年化により水辺の美化を継続します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点Ⅰ、Ⅱ、Ⅶ)</p> 
	<p>◆ マイクロプラスチック*問題対策</p> <p>マイクロプラスチック問題に対して、環境教育や啓発活動を通じて理解を深め、解決に向けた取り組みを推進します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
⑦不法投棄 の防止	<p>◆ (拡充) 不法投棄・ポイ捨てごみ対策の推進</p> <p>不法投棄・ポイ捨て対策について、監視カメラや巡回の重点化、クリーンキャンペーンをはじめとした地域住民や学校と連携した美化活動を広げて未然防止を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点Ⅰ、Ⅶ)</p> 

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑦不法投棄の防止	<p>◆収集委託業者の廃棄物処理に係る各種法制度の遵守 収集委託業者に対して、廃棄物処理法等の遵守を徹底し、廃棄物の適正処理の確保を図ります。</p> <p>【市：○ 市民：— 事業者：◎】</p>	

行動目標 3 快適で環境に優しい住環境を創出する

◆ 数値目標

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)
坂井市空き家情報バンクに登録されている空き家の活用件数	件	76 (H24～R1年 度累計)	244 (H24～R6年 度累計)	412 ^{※1} (H24～R12 年度累計)

※1 第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標を参考に設定。

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑧快適な住環境の創出	<p>◆住宅の長期的な利用の促進 長期優良住宅の普及啓発、維持管理に関する情報提供、木造住宅耐震改修の補助制度等を行い、持続可能な住環境の形成を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	
	<p>◆住宅・建築物の省エネルギー対策の推進 省エネ製品、再生可能エネルギー設備導入の支援、ZEH・ZEB*の普及啓発を進め、住宅・建築物のCO₂排出量の削減やエネルギーコストの低減を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆住みよい住環境の創出 地域住民によるワークショップ等を通じて、自分たちの地区のよりよい住環境を創出するため、地区としての意思形成を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：○】</p>	
	<p>◆地域の環境特性と調和した住環境の整備 都市公園等の整備、河川等の保護活動を通じて生物多様性の確保、災害に強いまちづくりを整備します。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑧快適な 住環境の 創出	<p>◆ (拡充) 空き家対策の実施</p> <p>空き家の実態調査による現状把握、未然防止の啓発や所有者への指導・利活用支援、空き家情報バンク機能の強化等を一体的に推進し、老朽空き家の解消と良好な住環境の確保を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：○】</p>	<p>★ (視点VII)</p> 
	<p>◆ 坂井市都市計画マスタープランに基づく秩序ある土地利用の推進</p> <p>坂井市都市計画マスタープランに基づき、調和の取れた土地利用を推進し、良好な都市環境を整備します。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	

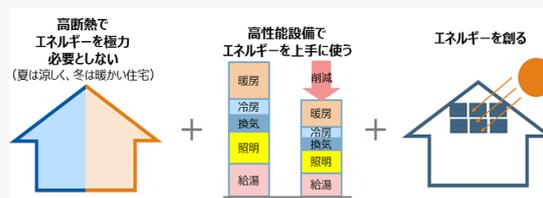
TOPIC

ZEH・ZEB について

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称で、ZEH (ゼッチ) と呼びます。

ZEH は、住宅の高断熱化や高性能設備の導入によって、快適な室内環境を維持しつつ大幅なエネルギー消費量の削減を行うと同時に、太陽光発電などによって創られたエネルギーを活用することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとする住宅のことです。

なお、建物(オフィスビル、市役所等)の場合は Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称として ZEB (ゼブ) と呼びます。



資料：経済産業省 資源エネルギー庁

◆ 市民・事業者の具体的な取り組み例

市民

- 洗剤やシャンプーは適量を使用する、食用油や残飯を下水に流さないようにするなどして、河川水質への負荷を減らしましょう。
- 家庭から出るごみについて、野焼きは行わないようにしましょう。
- 積極的な公共交通機関の利用や徒歩・自転車での移動を心がけ、自動車の排気ガスを減らしましょう。
- 夜間の生活音に配慮しましょう。
- ペットを飼っている場合は、糞の始末などのマナーを守りましょう。
- ポイ捨てはせず、ごみは持ち帰りましょう。
- 河川や海岸の美化活動に参加しましょう。
- 市が実施する「空き家情報バンク」や「空き家出前講座」などの取り組みを活用し、老朽空き家の解消に努めましょう。



事業者

- 排水基準をはじめ、大気環境・水質などに関する法令などを守りましょう。
- 製造過程で使用する化学物質を適正に使用しましょう。
- 騒音が発生する工事などでは防音壁を設置するなど、騒音を防止しましょう。
- 廃棄物処理法等の遵守を徹底し、自らの責任において適正に処理しましょう。
- 燃料や原料の流出事故を防ぐため、タンクや配管などの日常的な管理を行いましょう。
- 河川や海岸の美化活動に協力・参加しましょう。



2. 豊かな自然と歴史資源の保全・育成

❖ 行動方針

海・川・里・山が構成する生態系の保全、各地区の歴史・文化を後世に残していくためにも、豊かな自然と歴史環境を守り育てていきます。



関連するSDGs



行動目標 4 豊かな自然と共生する

❖ 数値目標

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)
公園施設（遊具・園路等）の定期点検実施回数	回/年	—	1	1
坂井地区木材出荷量（材積）	m ³ /年	—	33,033	35,000※ ¹
生物多様性をテーマとした学習・イベント開催数	回	—	—	2
市民・事業者と連携した自然体験活動等の実施回数	回	—	—	20 (R8~R12 年度累計)
市民・地域団体の外来種除去の実施回数	回	—	2	4
有害鳥獣被害面積	ha	—	5.25	5

※1 第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標を参考に設定。

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑨まちなかの水と緑の保全・創出	<p>◆ 公園の維持管理及び利用促進対策の推進</p> <p>公園施設の定期的な点検や補修による長寿命化を図るとともに、安全で快適に利用できる魅力ある公園環境の整備を図ります。なお、樹木については利用者の意見を踏まえ、適切な管理を促進します。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	<p>★ (視点IV、VII)</p>

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑨まちなかの水と緑の保全・創出	<p>◆ 公園の防災拠点としての整備</p> <p>地域の公園を防災拠点としても活用できるよう、地域住民との連携を強化し、防災意識を高めるイベントやワークショップの開催、かまどベンチの設置などを推進することで、地域防災力の向上を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	
	<p>◆ 施設や幹線農林道への花の植栽や緑化の推進</p> <p>公共施設や農林道沿線に花や樹木を植栽し、緑豊かな景観を創出し、地域の魅力向上と環境保全を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	
	<p>◆ 街路樹の適正管理</p> <p>街路樹について、剪定や病虫害防除などの適切な管理を通じて、景観の維持を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：— 事業者：—】</p>	
	<p>◆ パイプライン上部利用への支援</p> <p>パイプライン化された用水路の跡にできた上部空間を利用して、水土里ウォークなど農業用水の役割について理解を深めるための活動を行い、地域資源の有効利用を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：—】</p>	
⑩森林と里山の保全	<p>◆ 森林や里山の保全・活用の推進</p> <p>市民による植樹などの森林保全活動への参加や、環境教育・地域活動を通じた森林や里山の利活用、適正な間伐の実施を促進し、生物多様性と防災機能の向上につなげます。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点Ⅲ、Ⅶ)</p> 
	<p>◆ 病虫害防除、効率的な松くい虫対策の実施</p> <p>松林について、防除事業（地上散布・特別伐倒駆除・樹幹注入）を継続的に実施し、松くい虫による被害を抑制するとともに、森林資源の保全と景観の維持を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：—】</p>	
	<p>◆ 目的に沿った保安林の指定推進と保全</p> <p>坂井森林組合と連携して保安林の適正な指定と保全を推進し、災害防止と生態系の保全に寄与するとともに、持続可能な森林環境を実現します。</p> <p>【市：◎ 市民：— 事業者：○】</p>	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑩森林と 里山の 保全	<p>◆ 森林整備に関する担い手の確保と育成</p> <p>「ふくい林業カレッジ」による研修や、地域に根ざした活動を担う「地域おこし協力隊」の派遣及び木育*イベントの開催等を通じて、森林整備を担う人材を確保・育成し、持続可能な森林管理体制の構築を進めます。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	
⑪田園環境 の保全	<p>◆ 環境保全型農業の推進</p> <p>化学肥料や農薬の使用削減、CO₂ 排出削減に向けた取り組みへの支援を通じて環境負荷を低減し、持続可能な農業の推進を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 有機農業に関する調査、研究、支援</p> <p>国や県などと連携して、有機農業に関する支援及び普及促進を通じて、環境にやさしい農業の実現を実現します。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	
	<p>◆ Uターン、新規農業参入者への支援と情報提供</p> <p>市外出身の新規就農予定者に対し、就農相談や活動資金の支援を行い、農業の担い手不足の解消と地域農業の活性化を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	
	<p>◆ 多面的機能活動の取り組み推進</p> <p>遊休農地*の有効利用を促進し、農地の維持及び荒廃を防止するため、農地水広域協定との連携した取り組みを進めます。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 多面的機能対策の取り組み連携</p> <p>遊休農地について、利用希望者と所有者のマッチングや活用支援を行い、遊休農地の有効利用を促進し、農地の荒廃を防止します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
⑫生物多様 性の保全	<p>◆ 貴重な動植物の生息・生育空間の保全</p> <p>地域住民や関係団体と連携し、希少種の生息・生育空間の保全に取り組むことで、生物多様性の維持を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑫生物多様性の保全	<p>◆ (拡充) 自然環境の整備・保全</p> <p>豊かな海・川・里・山などの自然環境を守り育てるため、定期的な状況把握や水産・動植物の保護育成、市民や事業者、学校等との連携による自然保護活動を推進し、環境保全を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点Ⅰ、Ⅱ、Ⅶ)</p> 
	<p>◆ ビオトープ整備の推進</p> <p>学校や公園、事業所の敷地等へのビオトープ整備を推進し、環境学習の場として活用することで、市民の自然への理解と関心の向上を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 渡り鳥の繁殖地の保全</p> <p>地域住民や学校、事業者、環境団体との協働により、清掃活動や外来種の除去、環境学習の実施などを通じて、健全な繁殖地の保全を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 国定自然公園や鳥獣保護区に関する規制などの情報発信</p> <p>越前加賀海岸国定公園や鳥獣保護区に関する規制情報を発信し、適正な利用を促進することで、自然環境の保護を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：— 事業者：—】</p>	
	<p>◆ (拡充) 在来種*保全及び外来種対策の推進</p> <p>在来種保全に関する啓発、外来種の早期発見・除去、再侵入防止のための搬出入管理を進めるとともに、市民や事業者等との連携を通じた対策を実施し、地域生態系への影響の抑制を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点Ⅶ)</p> 
	<p>◆ 有害鳥獣の適正管理</p> <p>有害鳥獣について、坂井市鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲や防護柵の設置等を実施し、農林業や生活への被害を抑制します。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	<p>★ (視点Ⅶ)</p> 
	<p>◆ (新規) 自然共生サイト認定の推進</p> <p>市民や事業者、団体等との連携のもと、自然共生サイトの認定を推進し、生物多様性の保全を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	

行動目標5 自然に培われた歴史資源を後世に残す

◆ 数値目標

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)
景観まちづくり補助事業活用 件数	件	3	3	3 ^{※1} (R8~R12 年度平均)

※1 第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標を参考に設定。

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑬良好な 景観の 形成	<p>◆ 地域の景観特性に応じた良好な景観の創出・維持</p> <p>市の美しい自然や歴史ある景観を守るため、景観条例に基づき屋外広告物の規制等を適正に行い、良好な景観の保全を通じて地域の魅力を高めます。</p> <p>【市：◎ 市民：— 事業者：○】</p>	<p>★ (視点Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅶ)</p> 
	<p>◆ 歴史的景観形成の保全・整備</p> <p>特定景観計画区域における住宅修景補助の活用を促進し、市内に存在する歴史的建造物や伝統文化などと調和した景観の形成を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：— 事業者：—】</p>	<p>★ (視点Ⅲ、Ⅳ、Ⅶ)</p> 
	<p>◆ 越前加賀海岸国定公園の保全</p> <p>自然公園法に基づく規制の周知及び適正利用の推進を通じて、観光資源としての魅力向上と自然環境の保護の両立を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：— 事業者：—】</p>	
	<p>◆ 船舶などの不法係留の無い九頭竜川・竹田川の維持</p> <p>関係機関と連携し、不法係留船舶のない安全で美しい河川の維持を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	
⑭歴史文化 の継承・ 保全・活 用	<p>◆ 遺跡・旧跡、歴史遺産の保全・整備</p> <p>遺跡の調査や文化財の適切な保存・管理、出前授業などの普及啓発活動を通じて、貴重な歴史資産を未来へ継承します。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：—】</p>	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑭ 歴史文化の継承・保全・活用	<p>◆ 伝統的建築様式や地域文化・言い伝えなどの継承</p> <p>伝統行事に関する調査や市民や事業者との連携を通じて地域の文化や歴史を保全し、次世代に継承します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 埋もれている歴史・文化の掘り起こし</p> <p>文化財保存活用地域計画に基づき歴史・文化に関する調査研究、資料収集、情報発信を行い、未発掘の歴史・文化資源を発見し、地域の魅力を高めます。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：一】</p>	
	<p>◆ 文化財の「登録、認定」制度の推進</p> <p>未指定文化財の調査を通じてその価値を明らかにして市登録文化財に指定、地域への価値の共有を図り、適切な保存・継承に繋がります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：一】</p>	
	<p>◆ 歴史や文化財の活用</p> <p>地域の歴史や文化財を活用した市民参加型のワークショップ等を開催し、地域への愛着と誇りの醸成を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	

行動目標 6 森里川海のつながりを支え、活用する

◆ 数値目標

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)
自然環境体験（エコツーリズム）を目的とした観光客入込数	人	—	1,874,051	2,000,000

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑮ エコ・グリーンツーリズムの推進	<p>◆ (拡充) イベントのエコ化の推進</p> <p>市内で開催される各種イベントにおいては、プラスチック製の使い捨て容器等の使用を控えるとともに、リサイクルの推進や再生可能エネルギーの活用など、環境に配慮した運営を推進します。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑮エコ・グリーンツーリズムの推進	<p>◆ 体験型観光のネットワークづくり</p> <p>県内事業者で構成するアウトドア情報発信組織への参加や、グリーンツーリズム情報の共有を通じて体験型観光を推進し、地域資源を活かした交流を促進します。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	
	<p>◆ 世代間・都市間のふれあい体験・交流活動</p> <p>農家民宿や里山体験などの自然環境を活かした体験型観光を通して世代間・都市間の交流を深め、持続可能な地域づくりと交流人口の拡大を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：○】</p>	
	<p>◆ 豊かな自然の観光資源としての活用</p> <p>里山でのウォーキングなど、自然を活用した体験プログラムや自然公園・東尋坊の整備を通じて、自然環境を観光資源として活用し、地域の魅力を高めます。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	

◆ 市民・事業者の具体的な取り組み例

市民

- 保有する山や田畑を適切に管理しましょう。
- 坂井市の森や川、海に出かけたり、希少な動植物について知るなど、坂井市の環境に興味を持ちましょう。
- 自然観察会や環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 野生の動植物をむやみにとるのはやめましょう。
- 野良猫など野生動物に餌を与えないようにしましょう。
- ペットは責任を持って最後まで飼いましょう。
- 地域の歴史や文化に関心を持ち、保存や継承に協力しましょう。

事業者

- 開発や工事の実施にあたっては、事前に環境への影響を把握し、対策を行うなど配慮しましょう。
- 自然観察会や環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 地域の歴史や文化を活かしたまちづくりに参加・協力しましょう。
- エコ・グリーンツーリズムに関わる企画や取り組みに積極的に参加しましょう。

3. 循環型社会の形成

❖ 行動方針

ごみの減量やリサイクルの推進をはじめとして、限りある資源を大切に、持続可能な循環型社会づくりを進めていきます。



関連するSDGs



行動目標 7 ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる

❖ 数値目標

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)	
1人1日当たりのごみの排出量	g	881	776	581 ^{※1}	
製品プラリサイクル量	kg	—	28,584	37,159 ^{※1}	
資源回収活動実施団体数	団体	—	42	42 ^{※1}	
食品ロス量	家庭系 (手つかず食品・食べ残し)	t	—	2,542 (R4)	2,327 ^{※2}
	事業系 (賞味期限切れ・消費期限切れ・食べ残し)	t	—	205 (R4)	190 ^{※2}
フードドライブ事業での食品回収量	t	—	—	6 ^{※3} (R7~R12 年度累計)	
薪・ペレットストーブの新規の導入 件数(補助対象のみ)	件	—	—	60 ^{※4} (R7~R12 年度累計)	
事業所におけるバイオマスボイラー の新規の導入件数(補助対象のみ)	件	—	0	2 ^{※4} (R7~R12 年度累計)	

※1 第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画の数値目標を参考に設定。

※2 国の食品ロス削減目標に合わせた値(本計画 p.39 参照)。

※3 第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標を参考に設定。

※4 令和7年度重点対策加速化事業の事業内容を参考に設定。

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑩ 5 R の 推進	<p>◆ (拡充) 排出ルール of 徹底の推進と 5 R の普及啓発</p> <p>排出ルール of 徹底と 5 R の普及啓発に向けて、体験型親子学習や市民向け環境講座、ワークショップなど、ごみや地域環境について学ぶ機会を充実させ、市民や事業者の 5 R 意識を高めます。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点 I、VII)</p> 
	<p>◆ (拡充) マイバッグ、マイボトル運動の促進</p> <p>マイバッグ運動、マイボトル運動を推進し、不要なレジ袋やプラスチックカップ、ペットボトルなどのプラスチックごみの発生・排出を抑制します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 地域との協働による適正排出・処理の推進</p> <p>ごみの分別方法等について、地域での説明会や情報発信を行い排出ルール of 遵守徹底を図ります。またごみステーション設置について補助を行い、周辺環境に配慮した適切なステーションの普及を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：一】</p>	
	<p>◆ ごみの分別区分の見直し推進</p> <p>各地区のごみ分別区分について、市民ワークショップを通じて市民や事業者などの意見や提案を聴きながら、効率的な資源化に向け見直します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 紙ごみの発生・排出抑制の推進</p> <p>紙製容器の使用抑制や過剰包装の拒否、印刷物の両面使用、ペーパーレス化等により紙類の発生・排出を抑制します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ (新規) プラスチックごみの発生・排出抑制</p> <p>詰め替え用品の活用推進、過剰包装、個包装製品の購入やイベント等における使い捨てプラスチック製容器の使用抑制を通じて、プラスチックごみの発生・排出を抑制します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑩ 5 R の 推進	<p>◆ (新規) 事業系ごみの発生・排出抑制</p> <p>事業者に対しては、適正なごみ分別の徹底を促すとともに、食品、衣服、プラスチック製品などに関して、過剰な製造や販売を控えるよう啓発し、ごみの減量化を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 民間事業者との協働による資源化の推進</p> <p>民間事業者による古紙類やペットボトル、空き缶、トレイなどの資源店頭回収について、協力店舗に関する情報発信を行い、資源化の推進を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 資源回収奨励金の活用</p> <p>地域住民が実施する資源回収に対して助成を行い、市民参加の拡大とリサイクル率の向上を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：－】</p>	
	<p>◆ エシカル消費*の推進</p> <p>エシカル消費に関する情報発信、出前講座を行い、環境・社会に配慮した消費行動を広げ、持続可能な地域社会を形成します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：－】</p>	
	<p>◆ (拡充) 坂井市フリーマーケット(リユース市)の開催及びリユース拠点の形成</p> <p>廃棄物の発生抑制と再使用の促進を図るため、環境イベント等にあわせたフリーマーケット(リユース市)の開催を通じて、不用品の再利用とリユース意識の向上を進めます。さらに、家庭で不要となった家具、家電、本、衣類等について、市民団体や関係事業者と連携し、回収・提供・再利用をつなぐリユース拠点的な仕組みを整備・活用することで、循環型ライフスタイルを市民の暮らしの中に定着していきます。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：○】</p>	
	<p>◆ (新規) リペアの普及促進</p> <p>環境ふくい推進協議会と連携して、壊れたおもちゃの修理「おもちゃ病院」や「洋服・ぬいぐるみお直し隊養成講座」を行うことで、リペアの普及促進を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：－】</p>	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑩ 5 R の 推進	<p>◆ 小型廃家電の回収</p> <p>小型廃家電について、市内に設置した回収ボックスで回収し、回収できない廃家電については一括回収を行い、再資源化します。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：一】</p>	
	<p>◆ (新規) 環境に配慮した市指定ごみ袋の開発・導入</p> <p>市指定ごみ袋の素材技術の向上を図り、従来の強度を保ちつつ軽量化及び環境負荷の軽減に取り組みます。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	
⑪ 食品ロス 削減の推 進	<p>◆ (新規) 食品ロス発生量の現状把握</p> <p>可燃ごみの組成調査を実施し、未利用食品や食べ残しなどの発生量を把握することで、食品ロスの「見える化」を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：一 事業者：一】</p>	
	<p>◆ (新規) フードドライブ (食品寄付活動) の実施</p> <p>家庭や事業所から未利用食品を回収し、福祉団体などに提供するフードドライブを実施し、食品ロス対策と同時に生活困窮世帯を支援します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点 I、II、VII)</p> 
	<p>◆ (新規) 食品ロス削減の普及啓発</p> <p>食品ロス削減に関するチャレンジ月間を設け、家庭、事業者、学校と連携し、食品ロス問題への認知向上やフードドライブの周知といった食品ロス削減の普及啓発を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点 VI、VII)</p> 
⑫ バイオマ スの利活 用推進	<p>◆ 生ごみの有効利用の推進</p> <p>生ごみについて、コンポスターなどのたい肥化容器を使用して資源化し、家庭菜園や畑で活用するなど、たい肥化の取り組みの普及を図ります。また、水切りネットを活用した生ごみの水切り運動*を推進し、家庭や事業所における生ごみの排出抑制を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑱ バイオマスの利活用推進	<p>◆ (新規) 事業系有機性廃棄物を活用したたい肥化事業の推進</p> <p>食品製造・加工場などから排出される生ごみについて、分別排出を基本として、たい肥化による資源循環に取り組み、事業系廃棄物の減量と地域内資源循環の促進を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 廃食油の回収、利用促進</p> <p>家庭から出る廃食油を回収し、バイオ燃料などへの再利用を進め、資源循環を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 木質バイオマスボイラーや、薪・ペレットストーブの導入促進</p> <p>薪・ペレットストーブへの助成などの制度確立により、地域資源の循環利用と脱炭素化を進めます。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点Ⅲ、Ⅳ)</p> 
	<p>◆ 未利用間伐材の木質バイオマス利用</p> <p>未利用間伐材の木質バイオマス利用に向けて、事業者と生産者である坂井森林組合とのマッチングを推進し、エネルギーの地産地消を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点Ⅲ、Ⅳ)</p> 
	<p>◆ (新規) 剪定枝・廃材等の分別収集による木質バイオマス利用</p> <p>家庭から排出される剪定枝・廃材等について分別収集を実施し、木質バイオマス利用を行います。事業所から排出される廃材等についても、木質バイオマスとして利用し、エネルギーの地産地消を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 木質チップの生産・流通体制の確保の支援</p> <p>森林環境譲与税を活用し、木材運搬への支援を実施することで、地域内での流通促進を図り、バイオマスエネルギーの利用によるCO₂排出削減を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	

行動目標 8 資源と水がめぐり、未来に続くまちを創造する

◆ 数値目標

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)
市が運営する市内直売所利用者数	人	—	219,510	247,500

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑱ 水の循環利用促進	◆ 公共下水道計画に基づく整備 下水道未普及地区の整備を行い、生活排水の適正処理を進め、公共水域の水質保全を図ります。 【市：◎ 市民：— 事業者：—】	
	◆ 下水道施設の機能診断や長寿命化 下水道施設の機能診断を実施し、老朽した施設の長寿命化を進め、安定的な機能維持を図ります。 【市：◎ 市民：— 事業者：—】	
⑳ 地産地消の推進	◆ (新規) 地元の農林水産物や畜産物の購入の推進 農林水産物直売所や学校給食での地元食材の利用、事業者・飲食店との連携キャンペーン、地元食材購入によるエコポイント制度等を通じて、地産地消の推進を図ります。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	★ (視点 I、II、III、IV、VII) 
	◆ 再生材・県産木材の活用の推進 公共工事や建築物への再生材・県産木材の利用拡大を進め、循環型社会の形成と地域資源の有効活用を促進します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	
	◆ 市で産出される農林水産物や畜産物のブランド力の強化 保育園児や児童生徒に、市産「いちほまれ」を使用した「さかい米」を提供するなど、市で産出される農林水産物や畜産物の認知度向上と消費拡大を図ります。 【市：◎ 市民：○ 事業者：○】	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑳ 地産地消の推進	<p>◆ 「食の安全・安心」に関する施策の推進</p> <p>家庭での食中毒予防の啓発や、地元食材を活かした食育イベント等を通じて、安全・安心な食の提供と健康的な生活の実現を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 地元食材の直売所設置の推進</p> <p>直売所の設置支援や運営体制の整備、PR 活動を行い、新鮮な食材の提供と地域経済の循環促進を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：— 事業者：◎】</p>	

◆ 市民・事業者の具体的な取り組み例

市民

- 購入する前に必要性をよく考え、エコマーク商品やリサイクル商品など、ごみがあまり生じない環境にやさしい商品を優先的に購入しましょう。
- マイバッグやマイボトルを利用しましょう。
- ごみの分別を徹底しましょう。
- 地域の資源回収活動に協力しましょう。
- 食べきれる量を作る、食べ残しをしないなど、食品ロスの削減に取り組みましょう。
- 市のフードドライブ事業に参加し、家庭で余っている未利用食品を有効利用しましょう。
- 生ごみの水切りや、コンポスター等のたい肥化容器を使用して資源化をしましょう。
- 節水をしたり、雨水を積極的に活用しましょう。
- 地元の食材や製品の購入・利用を心がけましょう。



- 再生紙の使用や紙の使用量を削減する等、紙ごみを減らしましょう。
- ごみの分別・減量を徹底しましょう。
- 必要な分だけ消費生産する、フードドライブを実施するなど、食品ロスの削減に努めましょう。
- 生ごみ処理機などによる生ごみの減量化やたい肥化をしましょう。
- プラスチック容器の削減、簡易包装の推進など、ライフサイクルアセスメント*を踏まえた製品の製造・販売を行いましょう。
- エコマーク商品やリサイクル商品など、環境への負荷が少ない商品を優先的に購入・使用しましょう。
- バイオマス燃料の導入を推進しましょう。
- 節水や雨水の利活用など、水資源の有効利用に取り組みましょう。
- 再生材や県産木材を活用しましょう。
- 地元の食材や製品を購入・利用しましょう。

TOPIC

エシカル消費とは？

エシカルとは「倫理的」という意味で、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことを「エシカル（倫理的）消費」といいます。自分のことだけではなく、自分以外の人や社会、地域、環境のことを考えてより良い未来に向けて行う消費行動がエシカル消費です。エシカル消費は、SDGsのゴール12「つくる責任、つかう責任」に関連する取り組みになります。これらは具体例の一部であり、他にも応援できることがたくさんあります。

環境への配慮
・エコ商品を選ぶ

生物多様性への配慮
・認証ラベル*のある商品を選ぶ

地域への配慮
・地元の産品を買う
・被災地の産品を買う

人への配慮
・障がいのある人の支援につながる商品を選ぶ

社会への配慮
・寄附付き商品を選ぶ
・フェアトレード*商品を選ぶ



【エシカル消費の一例】

資料：消費者庁

4. 地球温暖化対策の推進

❖ 行動方針

地球温暖化を抑制するための対策や適応策の推進など、地球環境の保全に貢献していきます。



関連するSDGs



行動目標 9 地球温暖化を抑制するために行動する

❖ 数値目標

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)
本市の温室効果ガス総排出量	t-CO ₂	基準値： 1,069,958 (H25)	840,039 (R4)	534,979 ^{※1}
家庭・事業所・ 公共施設にお ける新規の太 陽光発電導入 件数及び容量 (補助対象の み)	家庭 件	—	20	200 (R6~R12 年度累計)
	kW	—	107.77	1,000 (R6~R12 年度累計)
事業所	件	—	7 (R5~R6 年 度累計)	70 (R5~R12 年度累計)
	kW	—	580 (R5~R6 年 度累計)	11,000 (R5~R12 年度累計)
公共施設	件	—	4	63
	kW	—	44	5,000
公共施設における年間 電力使用量	kWh	—	17,903,343	11,680,000 ^{※2}
公共施設におけるLED 導入率	%	—	—	100
公用車における次世代 自動車導入率	%	—	6.7	20 ^{※1}
家庭への省エネ家電導 入助成件数	件	—	—	4,200 (R7~R12 年度累計)
公共交通を利用する人 の割合	%	—	13	55 ^{※3}
公共交通利用者数	人	—	1,237,998	1,280,000 ^{※3}
ゼロカーボンコンソー シアムセミナー等参加 者数	人	—	—	1,200 (R7~R12 年度累計)

※1 坂井市脱炭素ロードマップの数値目標を踏襲。

※2 令和7年度重点対策加速化事業の事業内容を参考に設定。

※3 坂井市地域公共交通計画の数値目標を踏襲。

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑳省エネルギー対策	<p>◆ (拡充) 地域に根ざした公共交通の利用促進と環境整備</p> <p>市内公共交通の利用周知をはじめ、オンデマンド型交通*における集中時間帯の分散や乗り合い率の向上に向けた取り組みを実施し、市民にとって利便性の高い環境整備を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点IV、VII)</p> 
	<p>◆ 省エネに配慮した市内公共交通運行体系の検討</p> <p>運行ルート最適化や低燃費車両の導入検討を行い、公共交通の省エネ化による環境負荷低減を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：— 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ カーセーブ（公共交通機関や徒歩・自転車の利用）の推進</p> <p>カーセーブデーの実施や地域鉄道の利用促進を通じて、車依存を減らし、環境負荷の低減を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ (拡充) デコ活の推進</p> <p>国の方針に沿いCOOL CHOICEから移行した「デコ活」を推進します。家庭、事業所、学校の省エネ行動や再エネ利用の見える化を進め、参加型の脱炭素ライフを広げます。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点I、II)</p> 
	<p>◆ 省エネ機器の導入促進</p> <p>省エネ家電やLEDの導入を支援する補助制度等を通じて、家庭や事業所における省エネ機器の導入を促進することで、エネルギー消費の削減と温室効果ガスの排出抑制を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点I、II)</p> 
	<p>◆ 省エネ意識の向上と環境配慮行動の推進</p> <p>市職員の省エネへの意識の向上や環境に配慮した行動を促すとともに、広報活動や市民講座、事業所向けセミナーなどを通じて、省エネへの意識を高め、環境に配慮した行動を市民や事業者に浸透させます。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点VII)</p> 

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑳省エネルギー対策	<p>◆ 環境に配慮した工事の設計及び施工の推進 省資源・省エネ設計、再生材利用、廃棄物削減の取り組みを推進し公共工事における環境負荷を低減し、持続可能な施工を実施します。 【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ (新規) 公用車、自家用車、公共交通等への次世代自動車の導入促進 公用車や公共交通への次世代自動車導入を進め、交通分野の脱炭素化を図ります。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ (新規) 次世代自動車導入促進のための充電設備の整備 企業と連携し、公共施設や商業施設、マンション等への充電設備の導入を推進し、交通の脱炭素化を図ります。 【市：◎ 市民：○ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ (新規) スマート農業・林業・漁業の促進のための検討 スマート機器導入の実証や ICT・ロボット技術の活用を通じて、農林水産業の生産性向上と環境負荷の低減を図ります。 【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ (新規) 環境負荷の低減を目指した働き方と省エネルギー型オフィスの普及促進 LED 照明や高効率空調、断熱材などの導入支援及びオンライン会議等の活用による移動削減を推進し、省エネルギー型オフィスの普及と省エネ意識の向上を図ります。 【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ (新規) J-クレジット (省エネ) の創出・活用 公共施設の LED 化等による CO₂ 削減量をクレジットとして創出・活用し、市内企業と連携したカーボンオフセット*を推進します。 【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
㉑再生可能エネルギーの導入	<p>◆ 再生可能エネルギーの導入・活用の検討 市内特定事業所*等と連携し、太陽光や風力などの再生可能エネルギー導入に向け、地域特性を踏まえた活用を図ります。また家庭における再生可能エネルギーの導入促進を図ります。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点 I、VII)</p> 

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
②再生可能エネルギーの導入	<p>◆ 公共施設への再生可能エネルギーの活用</p> <p>国の交付金などを活用し、公共施設への太陽光発電設備や木質バイオマスボイラーの導入を推進します。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：－】</p>	<p>★ (視点VII)</p> 
	<p>◆ (新規) 促進区域の設定・活用</p> <p>再生可能エネルギー設備の導入を促進する区域を設定し、地域の脱炭素化を推進します。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：－】</p>	
	<p>◆ (新規) 再生可能エネルギー由来電力の採用の促進</p> <p>公共施設や家庭、事業所、イベント等において、再生可能エネルギー由来の電力を積極的に活用し、電力消費によるCO₂排出ゼロを実現します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ (新規) 災害時の再生可能エネルギーの活用体制の構築</p> <p>災害時に太陽光発電や蓄電池を活用できる体制を整備し、エネルギー供給の強靱化を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：－】</p>	
②GXによる地域経済活性化の推進	<p>◆ (新規) 中小事業所の脱炭素経営の支援</p> <p>中小事業所向けの省エネ診断、CO₂排出量算定、GXに関する取り組みの支援等を行い、脱炭素経営を推進します。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ (新規) GX関連産業への支援</p> <p>GX関連産業への新規参入や事業拡大を目指す事業所に対して、市、産業支援機関、金融機関等が連携し、技術開発や経営支援に関する情報提供等を行い、GX関連産業を支援します。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ (新規) ゼロカーボンさかいコンソーシアムの実施</p> <p>市と連携協定を締結した特定事業所等をはじめ、市内の事業者幅広く参加を呼びかけ、国・県と連携しながら脱炭素に係るセミナーや交流会の開催を行い、事業者の脱炭素を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
②④二酸化炭素吸収源 *対策の推進	◆ (新規) J-クレジット (森林吸収) の創出・活用 森林のCO ₂ 吸収量をクレジットとして創出・活用し、カーボンオフセットを推進することで、地域の森林保全と脱炭素社会を実現します。 【市：◎ 市民：— 事業者：◎】	
	◆ (新規) ブルーカーボン*に関する取り組みの推進 藻場の保全等を通じて、海洋生態系の健全性を守り、さらにCO ₂ 吸収源を拡大することで脱炭素社会を実現します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	

行動目標 10 地球温暖化による影響に対して適応策をとる

◆ 数値目標

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)
自主防災組織活動率	%	—	60.2	80 ^{※1}
熱中症による救急搬送の出動件数	件	—	84	76
公共施設におけるクーリングシェルの設置数	件	—	39	50

※1 第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標を参考に設定。

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
②⑤災害に強いまちづくりの推進	◆ (拡充) 気候変動を踏まえた浸水対策の強化 市内の河川流域の治水対策やハザードマップの更新、また防災訓練や出前講座等を通じて、防災教育と気候変動への適応を推進し、市民や事業者の防災意識を高め、浸水対策を強化します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	★ (視点V) 
	◆ ハザードマップの随時更新 ハザードマップを定期的に更新し、災害リスク情報の最新化を図ることで、市民の安全確保を図ります。 【市：◎ 市民：— 事業者：—】	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
②5 災害に強いまちづくりの推進	<p>◆ 被災区域の把握</p> <p>ドローンや GIS*を活用して災害時の被害状況を把握し、迅速な復旧・支援を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：－】</p>	
	<p>◆ 食料や生活必需品などの計画的な備蓄</p> <p>備蓄品を計画的に購入・整備・更新し、災害時の安定供給と市民の安心確保を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 地域における防災リーダーの育成</p> <p>防災研修や資格取得支援を通じて地域防災力を高め、災害時の自主的対応を促進します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 河川や崖などの危険箇所の整備</p> <p>河川災害の予防保全、急傾斜地の崩壊対策、危険箇所の定期点検を行い、水害・土砂災害を防止し、地域の安全性を高めます。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：－】</p>	
②6 暑さに強いまちづくりの推進	<p>◆ 気候変動に対応した農作物の栽培</p> <p>気候変動に適応した農作物の研究や設備改良への支援を行い、食料供給の安定を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 熱中症に関する対処の普及啓発</p> <p>熱中症警戒アラート等の迅速な情報発信や、指定暑熱避難施設「クーリングシェルター」の周知・開放を徹底します。また、熱中症予防に関する普及啓発を学校や高齢者等に対して推進し、市民の予防行動を促進します。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	<p>★ (視点 V)</p> 
	<p>◆ (新規) 公共施設の暑さ対策の強化</p> <p>暑さ対策として、学校、体育館、公園などで、市民が公共施設を安全に利用できる環境を確保することを目的とした設備を設置します。</p> <p>【市：◎ 市民：－ 事業者： 】</p>	<p>★ (視点 V、VII)</p> 

◆ 市民・事業者の具体的な取り組み例

市民

- 照明はこまめに消す、冷暖房を控えめにするなど、節電を心がけましょう。
- 積極的な公共交通機関の利用、近いところには徒歩や自転車で出かけ、マイカーの利用は控えましょう。
- 家電を買い替える際には、省エネ型のものを選びましょう。
- 避難場所の確認や避難グッズの準備など、日頃から防災の意識を持ち、自分の身の安全は自分で守る「自助」努力をしましょう。
- 防災訓練に参加したり、地域における防災リーダーの育成などを行うことで、近所や地域の人々と助け合うことで安全を守る「共助」を実践しましょう。
- 夏季の暑さ対策として、緑のカーテン*を実践しましょう。

事業者

- 事業所の空調の適温化など省エネ行動を実施しましょう。
- 出張時などの移動時には、公共交通機関を利用しましょう。
- 環境に配慮した設備の導入を検討しましょう。
- 防災訓練への参加や、地域における防災リーダーの育成などに取り組み、「共助」を実践しましょう。
- 夏季の暑さ対策として、緑のカーテンを実践しましょう。



5. 環境と共生する人づくり

❖ 行動方針

本市にある多くの環境学習の場を活かし、環境をよくし、健康で心豊かな暮らしを実現するために、自ら考え行動する市民を育てていきます。



関連するSDGs



行動目標 11 環境の大切さに気づき、環境をよくし、健康で心豊かな暮らしを実現するために、自ら考え行動する

❖ 数値目標

項目	単位	計画策定時 (R1)	中間見直し時 (R6)	目標 (R12)
環境教育授業による問題解決力等の成長者の割合	%	—	90	90 ^{※1} (R8～R12年度平均)
環境に関する市民向け講座実施数	回	—	1	10 (R8～R12年度累計)
住民参加型の環境に関するワークショップの参加人数	人	—	200	1,000 (R8～R12年度累計)
環境フォーラム・シンポジウムの参加人数	人	—	100	800 (R8～R12年度累計)

※1 第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標を参考に設定。

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
②7 環境教育やワークショップによる内発的動機づけの実施	<p>◆ (拡充) 市民協働型の小学生親子環境学習会の推進</p> <p>生物多様性や森林保全、食品ロスなどをテーマとした体験型プログラムを通じて親子で学ぶ機会を提供し、家庭や地域での行動変容を促進します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：—】</p>	<p>★ (視点Ⅰ、Ⅱ)</p>

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
②⑦環境教育やワークショップによる内発的動機づけの実施	<p>◆ ESD の視点を取り入れた環境教育・環境学習の推進</p> <p>ESD (持続可能な開発のための教育) の視点を取り入れた「ストップ地球温暖化対策授業」などの環境教育を推進し、環境意識の定着と行動変容を促します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：一】</p>	<p>★</p> <p>(視点Ⅰ、Ⅱ、Ⅶ)</p> 
	<p>◆ (新規) 森林教育(木育)の実施</p> <p>木育に関するイベント等を実施し、こどもたちに森林とふれあう機会を提供するとともに、自然や森林について考えることで森林整備や地域循環への理解を深め、環境意識の高いこどもを育成します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★</p> <p>(視点Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ)</p> 
	<p>◆ 教育関係者との環境教育に関する意見交換の推進</p> <p>環境教材を活用した教育関係者との意見交換や教材開発への協力、連携事業の企画を通じて、学校教育における環境学習を充実させます。</p> <p>【市：◎ 市民：一 事業者：一】</p>	
	<p>◆ 環境出前講座の開催</p> <p>学校や地域団体に出向き、環境に関する講座を実施し、理解促進を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	
	<p>◆ (新規) 住民参加型の環境に関するワークショップの推進</p> <p>市民が主体となるワークショップを開催し、内発的動機によって主体的に地域課題の解決に取り組むことで、持続可能なまちづくりを実現します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：一】</p>	<p>★</p> <p>(視点Ⅰ、Ⅱ)</p> 
	<p>◆ (新規) 気候市民会議*の開催</p> <p>無作為抽出した市民による「気候市民会議」を開催し、気候変動対策を学び意見交換を通じて市民の意思を施策に反映し、当事者意識を高めることで、行動変容を促します。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
②⑧環境に関するイベントの推進	<p>◆ まちなか観光の推進</p> <p>三国湊や丸岡城周辺におけるレンタサイクルの活用によるまちなか観光を推進し、市街地の魅力を活かした観光促進とCO₂排出削減を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：◎】</p>	

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
⑳環境に関するイベントの推進	<p>◆水生生物観察会、野鳥観察会、里地観察会などの実施 海洋レクリエーションやトレッキングなどの自然体験イベントを実施し、環境理解と意識向上を図ります。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：一】</p>	
	<p>◆花壇コンクールの推進 花壇コンクールを開催し、地域の美化と市民の環境意識向上を図ります。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：一】</p>	
	<p>◆エコイベントの参加・推進 環境フェアや清掃活動など、市民や事業者が参加できるエコイベントを推進し、行動変容を促します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
㉑情報発信の推進	<p>◆環境に関する情報の提供 広報の特集や SNS など、あらゆる媒体を活用して環境に関する情報を分かりやすく発信し、市民の行動参加を広げます。 【市：◎ 市民：○ 事業者：○】</p>	<p>★ (視点VI、VII)</p> 
	<p>◆環境に関する図書の購入 環境関連図書の特集コーナーを設置し、環境知識の普及と学習機会の拡大を図ります。 【市：◎ 市民：一 事業者：一】</p>	
	<p>◆環境白書*の作成 市の環境施策や現状をまとめた環境白書を作成・公開し、環境意識の醸成を図ります。 【市：◎ 市民：一 事業者：一】</p>	
㉒地域全体での環境保全活動の推進	<p>◆事業所間の情報ネットワークづくりの推進 事業所向けのセミナーや交流会の開催、省エネ・再エネ等の事例共有、企業間協働による新ビジネス創出を支援し、事業者間の連携を強化します。 【市：◎ 市民：一 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点I、VI)</p> 

基本施策	施策概要	重要施策 (設定の視点)
③⑩ 地域全体での環境保全活動の推進	<p>◆ (新規) 「人・農地・環境が織りなす地域循環共生圏包括連携協定」を通じた地域全体での持続可能な地域づくりの推進</p> <p>市と連携協定を締結した坂井市自治連合会、農地水広域協定をはじめ、市民、事業者が連携し、地域資源を最大限に活用することで、地域の活力が最大限に発揮される持続可能な地域づくりを進めます。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	<p>★ (視点Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)</p> 
	<p>◆ 環境団体の育成と活動の場の創出</p> <p>環境に関する地域活動への助成やイベントなどを通じて、地域の環境団体を育成し、人材育成と活動基盤の強化を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	
	<p>◆ 坂井市寄附市民参画制度の推進と寄附の活用</p> <p>寄附金を活用した市民提案事業による環境学習等を通じて、意識改革と持続可能なまちづくりを推進するとともに、市民の主体的な参画を促進し、地域課題の解決を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：○ 事業者：—】</p>	
	<p>◆ 環境基本計画庁内推進会議の設置</p> <p>全庁的な省エネや脱炭素の取り組みを推進するため、庁内での情報共有や課題解決を目的とした組織を設置し、横断的な連携体制を強化します。</p> <p>【市：◎ 市民：— 事業者：—】</p>	
	<p>◆ 国、県の派遣制度などの有効活用</p> <p>福井県の環境アドバイザー派遣制度などを活用し、イベントや環境学習会を開催することで、市民の環境意識の向上を図ります。</p> <p>【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】</p>	

◆ 市民・事業者の具体的な取り組み例

市民

- 環境に関するワークショップや講演会、イベント等に参加しましょう。
- 家庭内で、環境問題や環境保全の取り組みについて話をしましょう。
- 自然観察会や環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 環境に関して正しい知識をもち、行動に移しましょう。



事業者

- 環境に関する講座や講演会、イベント等に参加しましょう。
- 自然観察会や環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 環境に関する教育や研修を行い、環境保全を担う人材を育成しましょう。



TOPIC ちくちくぼんぼん（坂井市竹田農村交流センター）

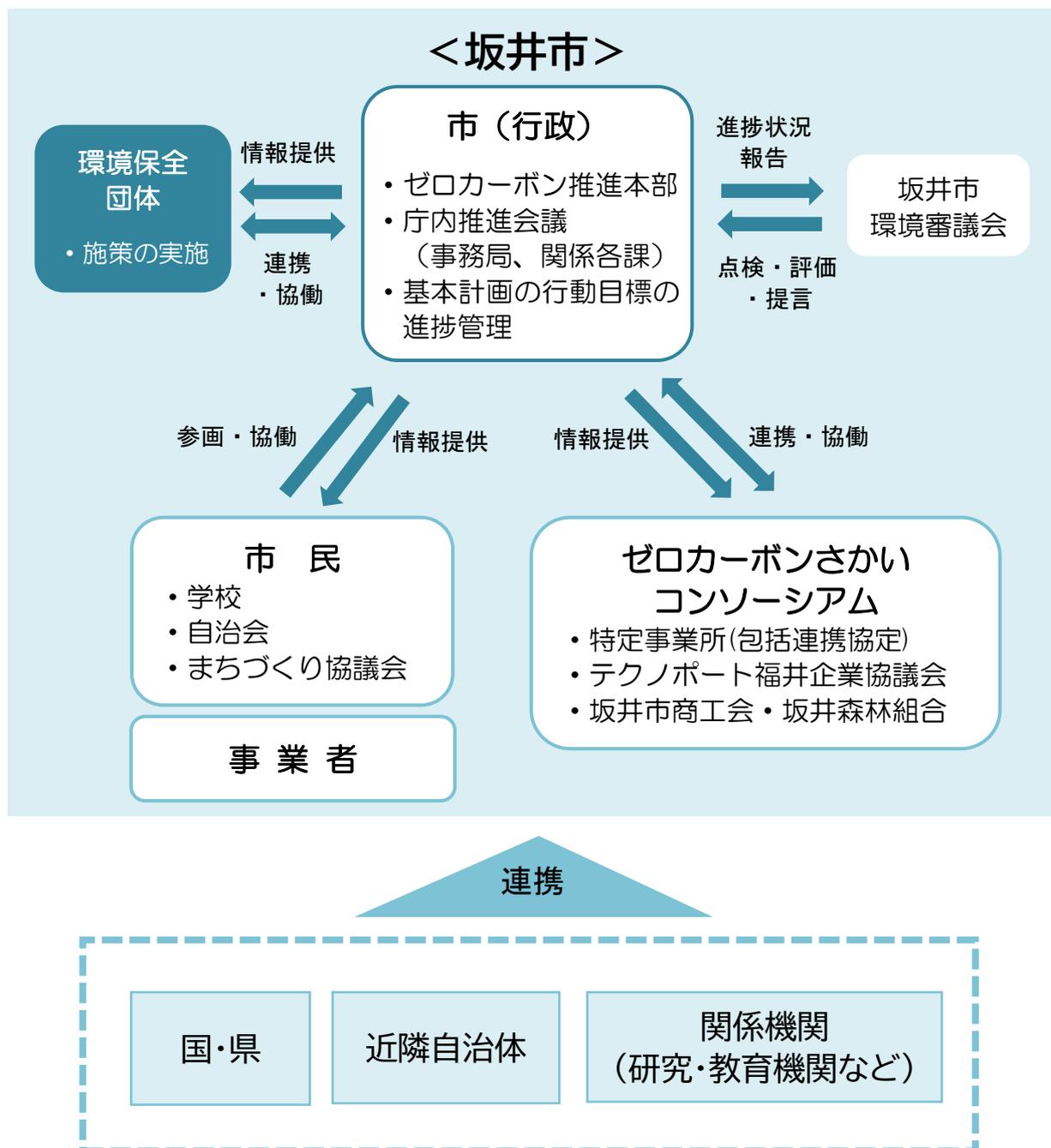
旧竹田小学校をリノベーションして誕生した体験型宿泊施設で、空調の一部は地元の間伐材を利用した木質ペレットを燃料とするバイオマスボイラーを活用し、木材の地産地消に努めています。また、竹田地区の自然を活かした自然体験はもちろん、小水力発電の見学体験や森林資源の活かし方を学ぶ体験など、再生可能エネルギーや環境の循環について SDGs に絡めて学習することができます。



第5章 計画の推進方策

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市(行政)が協働して取り組みを進める必要があります。このため、下図に示すような推進体制をとることによって、計画の効果的な推進を図ります。



●坂井市環境審議会

坂井市環境審議会は、基本計画や基本施策、数値目標の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて是正措置などを市(行政)へ提言します。

●環境保全団体

市民が参加する環境保全団体は、本計画の具体的な取り組みについて中心となって行動していきます。

●市民

市民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるほか、地域活動を核とした自主的取り組みや地域相互の情報交換とネットワークづくりを推進していきます。また、事業者や市(行政)とともに具体的な取り組みに参加し、計画を実行していきます。

●事業者

事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるほか、職場における環境教育・環境学習や事業者間の情報交換とネットワークづくりを推進していきます。また、市民や市(行政)とともに具体的な取り組みに参加し、計画を実行していきます。

●ゼロカーボンさかいコンソーシアム

ゼロカーボンさかいコンソーシアムは、「産官学金連携組織」として、産業部門の脱炭素化を推進します。省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進、脱炭素化に向けた課題解決支援を目的に、セミナーや相談会などの取り組みを通じて、市内事業所の実践的な支援を行っていきます。

●市(ゼロカーボン推進本部)

市(ゼロカーボン推進本部)は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する取り組みを総合的かつ計画的に全庁体制で推進、加速化し、計画を実行していきます。

●市(庁内推進会議)

市(庁内推進会議)は、基本計画の推進にあたって、関係各課の意見を調整し、基本計画の行動目標や数値目標の進捗を取りまとめ、環境審議会へ報告します。

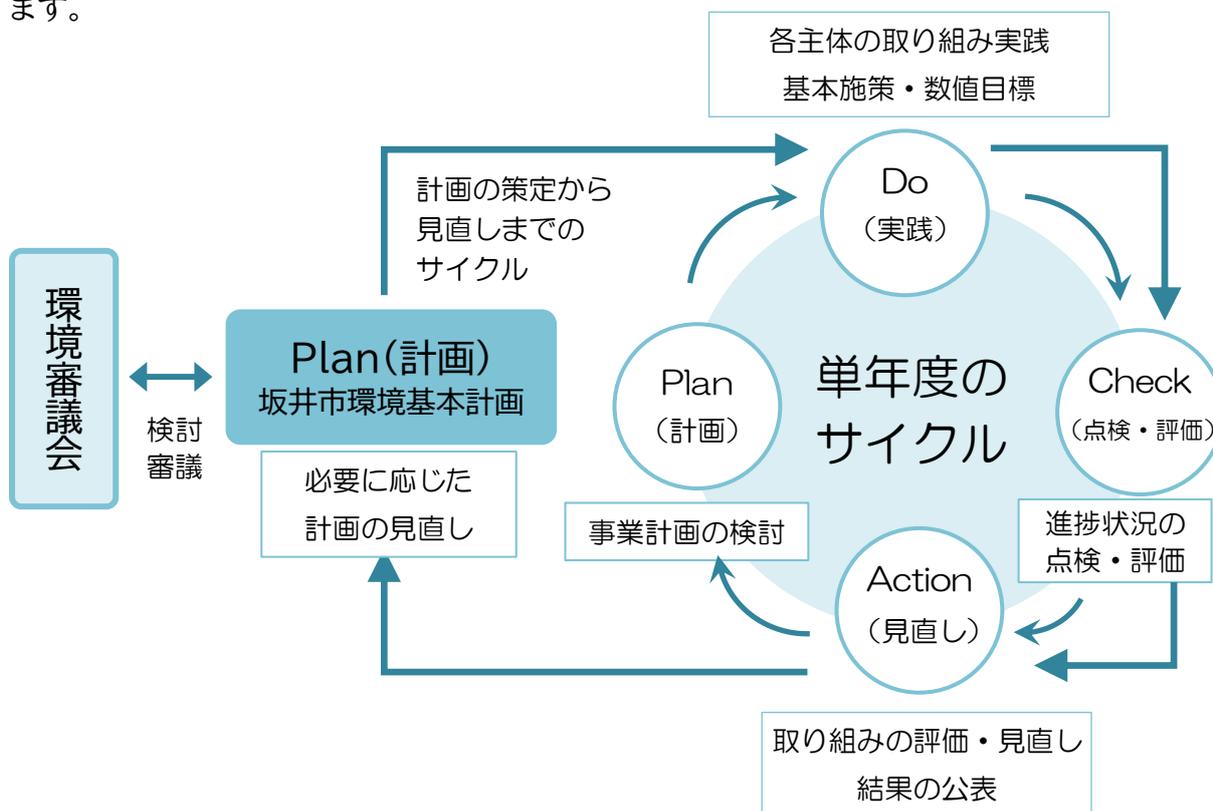
2. 計画の進行管理

◆ 進行管理の基本的な考え方

本計画では、目指すべき環境像の実現に向けた基本施策や数値目標を示していますが、その実効性を確保する上で計画の進行管理は重要な位置づけにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、その状況を広く市民に公表していくとともに、施策の効果を評価し、改善点を把握、速やかに措置を講じる必要があります。

このことを踏まえ、本計画の進行はPDCAサイクル「計画(方針・目標の設定)⇒実践⇒点検⇒見直し」に基づいて管理します。

本計画の施策や取り組みの進捗状況、数値目標の達成状況などについて、毎年度点検、見直しを行い、次年度の取り組みに反映するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。



◆ 結果の公表

PDCAサイクルにより把握・評価した本計画の進捗状況などについては、広く市民が知ることができるように、書を通じて公表します。



資料編

1 坂井市環境基本条例	116
2 計画策定体制と経過	120
3 用語集	122

1 坂井市環境基本条例

○坂井市環境基本条例

平成 18 年 3 月 20 日
条例第 75 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
 - 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策(第 7 条—第 15 条)
 - 第 3 章 環境保全の推進体制(第 16 条・第 17 条)
 - 第 4 章 環境審議会(第 18 条—第 26 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造(以下「環境の保全」という。)について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民(通勤者、通学者、観光客等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気

の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 5R リデュース(廃棄物の発生を抑制し、その排出量を減らす取組をいう。)、リユース(一度使用した製品等を、その形状を変えず、繰り返して使用する取組をいう。)、リサイクル(既に使用した製品等を資源として再生利用する取組をいう。)、リフューズ(製品を購入する際に、使い捨て製品の購入を避け、不要な包装等を断る取組をいう。)及びリペア(製品等を修理して長期間使用する取組をいう。)の 5 つの取組を総称したものをいう。

(5) プラスチックごみ 石油を主原料とするプラスチック素材を用いて製造された製品又は容器包装であって、廃棄されたものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健全で豊かな自然とこれらが調和する恵まれた環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、並びに生態系等の多様性及び森林、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全に配慮されつつ、人と自然とが共生できるような調和のとれた環境と景観が実現されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 環境の保全は、地球環境保全を視野に入れ、すべての者がこれを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び身近な日常生活その他の活動にお

いて、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関し地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、教育活動、広報活動等を通じて、廃棄物の発生の抑制のために、5Rの推進その他の資源循環の促進等に必要の取組を行うよう努めなければならない。

3 市は、プラスチックごみによる環境への負荷を軽減するため、使い捨てプラスチック製品の使用の抑制、プラスチック代替素材の普及促進並びにプラスチックごみの分別回収及び再資源化の推進に関する取組を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を自らの責任と負担において講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策
(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ坂井市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見が反映できるように必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮等)

第8条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に十分に配慮するとともに、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

(規制等の措置)

第9条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、森林、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全を図るため、その自然環境の適正な保全に支障を及

ばすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、新たな環境への負荷、自然の遷移等による環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

4 市は、環境の保全を図るため、必要な指導その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、環境に配慮した日常生活及び事業活動等が促進されるように広報啓発活動の充実並びに環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、学校、地域、職場等と連携して、市民の環境保全への意識が深まるように、環境保全に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

3 市は、市民及び事業者の環境美化の推進に関する意識の向上を図り、日常的な実践活動の促進を目的として、毎年6月を環境月間と定めるものとする。

4 市は、前項に定める環境月間において、一斉清掃活動日を設け、市民等に対し、積極的な参加を呼びかけ、清掃活動その他の環境美化に資する取組を行うものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、第10条第1項及び第2項の環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに前条の市民、事業者又は民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(情報の収集、調査研究の実施及び監視等の体制の整備)

第13条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、調査研究の実施及び監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第14条 市長は、この章に定めるところによる環境の保全に関する施策の適正な進行管理を図るため、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第15条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策については、国、県及びその他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第3章 環境保全の推進体制

(関係部局相互の連携及び施策の調整を図るための体制の整備)

第16条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局相互の連携及び施策の調整を図る体制を整備するものとする。

(市民、事業者及び民間団体との連携体制の整備)

第17条 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じ、市、市民、事業者及び民間団体が連携することのできる体制を整備するものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、坂井市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第19条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 住民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 前項の委員のほか、特別の専門的事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、前項の特別の専門的事項に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第21条 委員の任期は、2年とし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の専門的事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の選任及び権限)

第22条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第24条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者の出席を求め、その意見の聴取及び説明又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、生活環境部環境推進課において処理する。

(その他)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月22日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月5日条例第5号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 計画策定体制と経過

1. 策定体制

坂井市環境審議会

役職	氏名	分野	備考
会長	奥村 充司	学識経験者	福井工業高等専門学校 非常勤講師
委員	水上 聡子	学識経験者	アルマス・バイオコスモス研究所 代表
委員	佐々木 紀光	学識経験者	福井新聞社坂井支社長 兼 論説委員
委員	川畑 孝治	市議会議員	坂井市議会
委員	松本 朗	市議会議員	坂井市議会
委員	鈴木 隆史	住民代表	住民代表(三国)
委員	坪田 栄弥子	住民代表	住民代表(春江)
委員	奥村 秀幸	住民代表	住民代表(丸岡)
委員	伊藤 浩	住民代表	住民代表(坂井)
委員	赤土 美代子	住民代表(団体)	坂井市女性の会
委員	太田 泉	住民代表(団体)	坂井市女性の会
委員	森岡 正己	住民代表(団体)	三国木部まちづくり協議会・ 三国木部ホテル研究所
委員	江川 真美	住民代表(団体)	防災活動市民団体
委員	奥 和彦	関係行政機関	福井海上保安署
委員	盛戸 正人	関係行政機関	福井県坂井健康福祉センター

坂井市環境基本計画検討委員会

役職	氏名	分野	備考
委員長	奥村 充司	学識経験者	福井工業高等専門学校 非常勤講師
委員	水上 聡子	学識経験者	アルマス・バイオコスモス研究所 代表
委員	山田 俊行	関係団体	坂井市校長会 会長
委員	高坂 貴浩	事業者	テクノポート福井企業協議会 会長
委員	大嶋 良	事業者	福井県農業協同組合 坂井営農経済センター センター長
委員	大川 貞幸	事業者	一般社団法人 竹田文化共栄会 代表理事
委員	赤土 美代子	住民代表 (団体)	さかい男女共同参画ネットワーク 会長
委員	五十嵐 実千代	住民代表 (団体)	坂井市消費者団体連絡協議会 理事
役職	氏名	分野	備考
オブザーバー	細井 秀之	関係行政機関	福井県 エネルギー環境部 環境政策課長

2. 策定経過

年月日	会議等	主な検討事項	
令和7年度	6月30日	第1回坂井市環境基本計画検討委員会	第二次坂井市環境基本計画中間見直しについて アンケート調査実施について
	7月8日	坂井市環境審議会(第9期)	第二次坂井市環境基本計画進捗状況について
	8月8日	坂井市環境審議会(第10期)	第二次坂井市環境基本計画改訂版(案)諮問
	9月29日	第2回坂井市環境基本計画検討委員会	アンケート調査結果について 第二次坂井市環境基本計画中間見直しの方向性について
	11月14日	第3回坂井市環境基本計画検討委員会	第二次坂井市環境基本計画改訂版(素案)について
	11月27日	坂井市環境審議会(第10期)	第二次坂井市環境基本計画改訂版(素案)について
	12月17日 ~12月30日	パブリックコメント	意見の聴取
	1月21日	第4回坂井市環境基本計画検討委員会	パブリックコメント実施結果について 第二次坂井市環境基本計画改訂版(案)について 第二次坂井市環境基本計画改訂版(概要版)について
	2月16日	坂井市環境審議会(第10期)	第二次坂井市環境基本計画改訂版(案)について
	2月25日	坂井市環境審議会(第10期)	第二次坂井市環境基本計画改訂版(案)答申

3 用語集

あ行

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)	「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれる。世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により 1988(昭和 63)年に設立された政府間組織のこと。IPCC の目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることであり、世界中の科学者の協力の下、出版された文献(科学誌に掲載された論文等)に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供している。
ESD(持続可能な開発のための教育)	「Education for Sustainable Development」の略。気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを表現した言葉で、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む包括的な概念のこと。
エコツーリズム・グリーンツーリズム	エコツーリズムは、自然環境や歴史文化などの地域資源を対象とし、それらを活かした体験活動や観光を通して、地域の自然環境や歴史文化の保全性と持続可能性を考慮するツーリズム(旅行、レクリエーションのあり方)とされている。グリーンツーリズムは、緑豊かな農山漁村地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動とされている。
エコドライブ	省エネや CO ₂ 削減のための運転技術のこと。具体的には、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検など。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、堆肥などによる土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。
エシカル消費	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

SDGs(持続可能な開発目標)	「Sustainable Development Goals」の略で「持続可能な開発目標」という意味。2015(平成 27)年に国連総会で採択され、全世界が持続的に発展していくため、2030(令和 12)年を目標年度として 17 の国際目標と 169 の達成基準、232 の指標を定めたもの。日本でも SDGs に取り組む自治体を「SDGs 未来都市」に選定するなどの取り組みを進めている。
温室効果ガス	大気圏にあった地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF ₆)、三フッ化窒素(NF ₃)等。
オンデマンド型交通	利用者の予約に応じて運行経路やスケジュールを決める乗合型の公共交通のこと。
か行	
外来種	もともとその地域に生息していなかったのに、他地域・他国から意図しないものも含めて人為的に持ち込まれた生物のこと。外来種が繁殖すると、本来の生態系を脅かし、農業、林業などにも影響を与える。
化石燃料	石炭、石油、天然ガスなど、人間の経済活動で燃料として用いられている動植物の化石のこと。長い年月をかけて固定された二酸化炭素を燃焼によって急激に放出するため地球温暖化の主要因となる。
カーボンオフセット	自らの温室効果ガスの排出量を認識し、排出努力をした上で、それでも排出削減が困難な部分について、他の場所で排出削減・吸収を実現する活動などに資金提供すること等によって、その全部又は一部を相殺(オフセット)すること。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と森林や植林による吸収量が等しくなり、温室効果ガスの釣り合いが取れている状態のこと。温室効果ガスの排出量が森林や植林による吸収量よりも上回っている状態のことを「カーボンネガティブ」、下回っている状態を「カーボンポジティブ」という。
環境基準	人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第 16 条に基づき、大気、水質、土壌、騒音について定められている値。
環境白書	地球環境に関する問題と、それを取り巻く現状や経済活動の状況などについてまとめたもの。

緩和策・適応策	「緩和策」とは地球温暖化を防ぐための方策のこと、「適応策」とは地球温暖化の影響による変化に対応するための方策のことを指す。適応策には防災対策の強化、農業技術の改良、都市インフラの再設計などが含まれる。
気候市民会議	一般から無作為に選ばれた参加者が、専門家などによるバランスの取れた情報提供を受けて学習しつつ、気候変動対策についてグループで熟議し、その結果を政策提言などの形でまとめて、国や自治体の政策に生かす新しい市民参加の仕組みのこと。2019年頃から欧州で広がりはじめ、その後、日本を含む世界各地の国や地方自治体で実施されている。
気候変動	近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」と定義されている。
吸収源	二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する大気、森林と海洋のこと。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾンやPAN(パーオキシアセチルナイトレート)などの総称であり、眼のチカチカやのどの痛みなどを引き起こすといわれている。
さ行	
再生可能エネルギー	石炭、石油、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのうち、永続的に利用できると認められるものを指す。2009(平成21)年8月施行の「エネルギー供給構造高度化法」では、(1)太陽光、(2)風力、(3)水力、(4)地熱、(5)太陽熱、(6)大気中の熱その他の自然界に存在する熱、(7)バイオマス(動植物に由来する有機物)の7種類が対象となっている。
在来種	もともとその生息地に生息していた生物種の個体及び集団のこと。
坂井市寄附市民参画制度	ふるさと納税による寄附金の使い道を市民から募り、その決定にまで市民の意思を取り入れるという取り組みのこと。坂井市が全国で唯一取り組んでいる。

サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れを指す用語。サプライチェーンの概念で特徴的な点として、自社だけでなく、他社(協力会社など)をまたいでモノの流れを捉えることが挙げられる。
COD	化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)のこと。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。COD が大きいほど、汚濁が進んでいることになる。
自然共生サイト	企業の森や里地里山、都市の緑地など、企業や市民団体、自治体等による生物多様性を豊かにする活動を国が認定し、その活動が行われている区域を指す。「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく制度で、国によって認定された、企業や市民団体、自治体等が作成する、生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」又は「連携増進活動実施計画」の実施区域のこと。
GIS	地理情報システム(Geographic Information System)の略で、地図データ上の位置情報等の加工・分析ができるツール全般のこと。
GX	グリーン・トランスフォーメーション(Green Transformation)の略で、化石燃料に頼らず、太陽光等、自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで、温室効果ガスの排出量を減らし、産業・社会構造をクリーンエネルギー中心の構造に転換していく取り組みのこと。
持続可能	将来にわたって持続的・永続的に活動を営むこと。持続可能性(サステナビリティ)は、将来にわたって現在の社会の機能を継続していくことができるシステムやプロセスのこと。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性(遺伝的多様性、種内の多様性とも言う)から構成される。
ゼッチ ゼブ ZEH・ZEB	「ZEH」は Net Zero Energy House の略。住宅の高断熱化や高性能設備の導入によって、快適な室内環境を維持しつつ大幅なエネルギー消費量の削減を行うと同時に、太陽光発電などによって創られたエネルギーを活用することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとする住宅のこと。 「ZEB」は Net Zero Energy Building の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指したビルのこと。

ゼロカーボン	電気や燃料の使用によって排出される一年間の温室効果ガスの量から、森林等によるCO ₂ 吸収量等を差し引いた残りがゼロ以下、すなわち「排出量－吸収量が0以下」となること。
た行	
ダイオキシン類	炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が熱せられるような過程で自然にできてしまう副生成物であり、ごみ焼却による燃焼が主な発生源。難分解性の物質であり、環境に放出されると土壌や水環境中に長期間残留し、食物連鎖を通して生物濃縮され、生体に影響を及ぼすと言われている。
脱炭素	温室効果ガスの排出量と吸収量が等しくなり、温室効果ガスの釣り合いが取れている状態のこと。また、温室効果ガスの排出量の削減のため化石燃料の使用から脱却する行為や行動等のことも「脱炭素」と呼ぶ。
地域循環共生圏	第五次環境基本計画で提唱された、環境と経済・社会の同時解決を図り、複数課題を総合的に解決する考え方。各地域がその特性を活かした強みを発揮し、ローカル SDGs(地域における SDGs の実践)を推進しながら、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成する。同時に、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク(自然的なつながり(森・里・川・海の連環)や経済的なつながり(人、資源等))を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かすという考え方のこと。
地産地消	「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された生産物や資源・エネルギー等をその地域で消費すること。
デコ活	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素(CO ₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉のこと。
特定事業所	原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業所、又は非エネルギー起源の温室効果ガス排出量が3,000t-CO ₂ /年以上の事業所のこと。
な行	
生ごみの水切り運動	生ごみを捨てるときに水を切る運動。この運動に加えて、買った食材を使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」を合わせて『3きり運動』と呼ぶ。

認証ラベル	第三者機関が基準(安全性や品質)などを設け、その基準に適合しているかどうかを審査し、認めた商品につけられるラベル。例として、エコマークは環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルの一つである。
ネイチャーポジティブ	日本語訳で「自然再興」といい、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。2023(令和5)年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において、2030(令和12)年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。
は行	
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを示す。バイオマスには廃棄物系、未利用系、資源作物(エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物)があり、未利用系には稲わら・麦わら・もみ殻などが、資源作物としては、サトウキビやトウモロコシなどがある。バイオマスから得られるエネルギーをバイオマスエネルギーと呼ぶ。
ハイブリッド自動車	「Hybrid Vehicle」の略。エンジンと電気モーターといった異なる複数の動力源を搭載した自動車のこと。それぞれの利点を組み合わせることで、低燃費と低公害を実現している。
ハザードマップ	土砂災害や津波など、発生が予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲や被害の程度、避難場所や避難経路を示した地図。
パリ協定	2015(平成27)年にフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された、気候変動に関する国際的な枠組み。2016(平成28)年11月4日に条件を満たし発効された。パリ協定は、産業革命以前に比べて世界の平均気温の上昇を2℃以下に、できる限り1.5℃に抑えることを目標とし、そのために途上国を含む全ての国に排出削減目標の設定を求めることとしている。パリ協定の発行を受け、日本は2030(令和12)年までに2013(平成25)年度比26%減という目標を定め、その後46%減に目標を上昇修正した。
PM2.5	大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子のこと。粒子の大きさが非常に小さい(髪の毛の太さの1/30程度)ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

PFOS・PFOA	PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)とは、有機フッ素化合物のこと。分解がされにくく、蓄積がされやすいため、環境や健康への影響が懸念されており、規制やリスク管理が進められている。PFOS 及び PFOA を総称して、PFAS(通称:ピーファス)と呼ぶ。
BOD	生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。BOD が大きいほど、河川の汚濁が進んでいることになる。
ビオトープ	「生物」を意味する「bio」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、本来その地域にすむさまざまな野生生物が生息することができる空間のこと。
フェアトレード	より公正な国際貿易の実現を目指す、対話・透明性・敬意の精神に根ざした貿易パートナーシップのこと。とりわけ南の周縁化された生産者や労働者の人々の権利を保障し、彼らによりよい交易条件を提供することによって、持続可能な開発に寄与するもの。
フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。
ブルーカーボン	藻場や海洋の生物によって吸収・貯留された炭素のこと。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場(海草・海藻)や塩性湿地・干潟、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれる。
ま行	
マイクロプラスチック	海洋ゴミのうち、一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。
緑のカーテン	ゴーヤやヘチマ、アサガオなど、つる性の植物を窓の外部に植えた自然のカーテンのことで、夏の日差しを遮るなど、省エネ効果があるとされている。
木育	幼少期からの木材や木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深めてもらう活動のこと。

や行

遊休農地

農地法において定義されている用語で、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、またはその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」のこと。

ユネスコスクール

ユネスコの理念を具体的な行動に結びつけるために設立された ASPnet (Associated Schools Project Network) への加盟が承認された学校を、ユネスコスクールと呼んでいる。世界中の学校と交流し、生徒間や教師間で情報や体験を分かちあい、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指している。

ら行

ライフサイクルアセスメント

製品に関わる、資源採取から製造、流通、消費、廃棄の全ての段階における環境負荷(二酸化炭素排出量など)を「見える化」し評価する手法のこと。

第二次坂井市環境基本計画 改訂版

発行年月:2026(令和8)年3月

編集・発行:坂井市 生活環境部 環境推進課

〒919-0592

福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地

TEL:0776-50-3032

FAX:0776-66-2940

E-mail:kankyoushou@city.fukui-sakai.lg.jp

